

檀原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）第十四条第二項に規定する檀原公苑（明日香庭球場）の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施設を使用する場合

施設の種別		庭球場		クラブハウス	
利用区分		人工芝コート	一面一時間につき 七十二円	会議室A 円 三、二〇〇	会議室B 円 一、四七〇
利用区分	午前九時から午後一時まで	一面一時間につき 七十二円		円 三、二〇〇	円 一、三三〇
	午後一時から午後五時まで			円 五、〇七〇	円 二、四〇〇
	午後五時から午後九時まで	一面につき 五、〇四〇円	一面一時間につき 七十二円	円 五、六〇〇	円 二、四六〇
	全日（午前九時から午後五時まで） 午後七時から午前九時まで又は午後五時から午後七時まで				

注 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ二倍の額とする。

二 クラブハウスの宿泊室を使用する場合

区分	一人一泊につき

その他の者		小学校、中学校及びこれらに 準ずる学校の児童又は生徒	
		県外	県内
		県外	県内
		二、二六〇円	一、五四〇円
			一、四四〇円
			九八〇円

注 クラブハウスの宿泊室を宿泊以外の用で使用する場合は利用料金は、一室二時間につき、午前九時から午後五時までの使用にあつては三百円、午前九時以前又は午後五時以後の使用にあつては五百円とする。

三 附属器具を使用する場合

附属器具の種別	利用の単位		利用料金
温水シャワー	一回三分につき		二〇〇円